

## <資料>

### 2021年度 島根大学法政研究会実施報告

島根大学法政研究会は、法経学科法学分野の教員、ならびに人間社会科学  
研究科社会創成専攻法政コースの大学院生・研究生を主な参加者として開催  
されている。今年度の活動報告は以下の通りである。

(法政研究会事務局・黒澤 修一郎)

第1回 2021年12月1日

黒澤 修一郎 (法経学科准教授・憲法)

「米国ルイジアナ州で医師が中絶を行う要件として近隣病院の患  
者受入れ特権の取得を求めていた規制が違憲とされた事例—June  
Medical Services L.L.C. v. Russo, 140 S.Ct. 2103 (2020)—」

#### 【報告要旨】

2020年6月に米国連邦最高裁が下したJune Medical Services L.L.C. v. Russo判決は、ルイジアナ州の中絶規制を違憲と判断した事例である。本報告では、事例と判決の概要について紹介した後、同判決で争点になった第三者スタンディングや違憲審査基準などの争点を検討した。また、アメリカの中絶問題をとりまく政治的・社会的背景について紹介し、今後の中絶判例の展望についても考察を加えた。結論として、June Medical判決は、連邦最高裁の構成が保守の方向へと移行するなかで、中絶判例の不確定性を増幅させた判決であるとした。

出席者 (8名)

〔教員〕池田有日子、嘉村雄司、黒澤修一郎、高橋正太郎、横井里保、

大橋エミ

[学生] 鄭媛、山本ほのか

第2回 2022年2月2日

大橋エミ（法経学科講師・民法）

「19世紀ドイツ法における債務引受概念の生成」

### 【報告要旨】

債務を引き受けることを内容とする契約については、様々な契約類型又は法制度が存在する。2017年の民法改正により新設された債務引受規定もまた、そのような内容を有する契約の1つとして位置づけられる。新规定による債務引受の法的構成を説明する1つの方法の背景には、近年、わが国において有力になりつつある理解、すなわち、免責的債務引受においても債務の併存状態を認めるとの理解がある。

本報告では、契約当事者の意思と適切な債権債務関係の構築という視点から、ドイツ法を素材として、免責的債務引受の生成史について考察した。ここで検討した歴史的過程を背景におきつつ現在のドイツ法における債務引受概念をみると、わが国において有力になりつつある理解との隔たりは大きいといえる。今後の課題としては、併存的債務引受の生成過程を明らかにすることがあげられる。

出席者 [6名]

[教員] 嘉村雄司、黒澤修一郎、高橋正太郎、山下祐貴子、横井里保、

大橋エミ